第１４５回　八王子市情報公開・個人情報保護運営審議会会議録

開催日時	令和７年（２０２５年）６月３０日（月） 午後１時３０分から午後２時５２分まで
開催場所	八王子市役所　議会棟４階　第６委員会室
出席者氏名 （審議会）	橋本 基弘会長、宮内 宏副会長、相島 恵美里委員、尾川 幸次委員、 甲斐 哲郎委員、髙澤 聡委員、加藤 隆之委員、西川 要子委員、 福島 良樹委員、堀 麦枝委員、山本 法史委員、村上 康二郎委員、 文 景令委員
出席者氏名 （事務局）	高嶋秀樹法務文書担当部長、市川厚夫公文書管理課課長、 小池靖信同課課長補佐、越智博明同課主査、清水浩平同課主査、 島田洸同課主任、島林和哉同課主任
欠席者氏名	嶌田 良樹委員
議　　題	（１）報告事項 ア　個人情報ファイル簿の作成及び公表について イ　防犯カメラ等の設置について ・八王子駅南口総合事務所への防犯カメラ設置について ・富士森公園外２箇所への防犯カメラ設置について ・戸吹清掃工場への防犯カメラ設置について ・八王子市川口図書館への防犯カメラ設置について ・不法投棄対策に係る監視カメラの設置について ・由井市民センターへの防犯カメラ設置について ・市営自転車駐車場及び自転車保管所への防犯カメラ設置について （２）その他 ア　特定個人情報保護評価全項目評価の再実施について イ　職員の氏名の取扱いについて ウ　今後の審議会のあり方について エ　防犯カメラの設置状況について オ　今後の日程について
公開・非公開の別	公開。 ただし、（１）報告事項イは非公開。
傍聴者の数	なし
配布資料	１　第１４５回八王子市情報公開・個人情報保護運営審議会 次第 ２　報告事項の資料 ３　その他の資料

【市川課長】　皆さん、こんにちは。お暑いところ、お集まりいただきましてありがとうございます。

ただいまから第１４５回八王子市情報公開・個人情報保護運営審議会を開催いたします。

本日は欠席の御連絡をいただいている委員もいらっしゃるのですけれども、定足数を満たしておりますので、始めさせていただきたいと思います。

本審議会の事務局を務めております公文書管理課長の市川と申します。よろしくお願いいたします。

４月に人事異動がありましたので、ご紹介します。職員課から異動してきた清水です。

【清水主査】　清水と申します。よろしくお願いいたします。

【市川課長】　次に、子ども家庭部の子どもの教育・保育推進課から異動して参りました島田です。

【島田主任】　島田と申します。よろしくお願いします。

【市川課長】　続きまして、法務文書担当部長から一言ご挨拶させていただきたいと思います。

【高嶋部長】　はじめまして、法務文書担当部長の高嶋です。

前職が債権管理担当課長でございまして、５年前に債権管理条例を制定する際に、皆様には臨時の審議会を開いていただきまして本当にありがとうございました。

その中で、滞納者が共通する債権を条例の範囲内で、所管同士で個人情報を共有できるという条文を入れたかったものですから、こちらの審議会に諮らせていただいて、特に○○先生からは、ちゃんと第三者的なチェックを入れて活用するようにということでご意見いただきましたので、直接所管同士でのやりとりではなくて、債権管理担当がチェックを入れるような形で運用して参りました。おかげさまで、不良債権の処理が進みまして債権管理の適正化も大分図れてきたところでございます。ありがとうございました。

当時から大分変わりまして法律も個人情報保護法に一本化されましたけども、基礎自治体として、個人情報や情報公開の取り扱いについての課題とか運用について、一件一件、判断することは変わりないと思いますので、皆様に引き続き、本市の個人情報、情報公開の活用が円滑に進みますようどうぞお力添えいただきますようよろしくお願いいたします。

【市川課長】　私と越智は残留してまだいるのですけども、越智の方が、担当替えで公文書管理の担当に移りまして、情報公開と個人情報保護の担当からは、外れてるんですが、新任の職員との引き継ぎも兼ねまして、出席させていただいておりますのでよろしくお願いいたします。

【越智主査】　よろしくお願いいたします。

【橋本会長】　それでは、よろしいでしょうかね。事務局の方からは以上ということでご

ざいます。それでは次第に従いまして、報告事項のア、個人情報ファイル簿の作成及び公表からご報告をお願いします。

【島田主任】　事務局の島田と申します。私からご説明させていただければと思います。

説明に先立ちまして、会議録について説明とお願いがございます。皆様の発言をすべて録音いたしまして、録音データをもとに会議録を作成します。録音データを確認する関係から、ご発言の際は、お名前を名乗られた上、ご発言をお願いいたします。

それでは報告事項ア、個人情報ファイル簿の作成及び公表について説明させていただきます。説明にあたっては、以前お配りした個人情報保護委員会が作成したパンフレットを活用します。２種類のパンフレットをお配りしておりますが、本件では３４ページある方の、パンフレットの２９ページをご覧ください。

個人情報保護法第７５条に基づき、行政機関の長等は個人情報ファイル簿の作成及び公表が義務づけられています。個人情報ファイル簿は、個人情報の存在及び、概要を明らかにするために一定の事項を記載した帳簿のことを指します。対象外となる個人情報ファイルは、こちらの３０ページ下段のオレンジ色の囲みのところになります。

個人情報ファイル簿の作成イメージは、めくっていただいて３１ページに記載の通りです。本市のホームページでは、法律上義務づけられている１，０００人以上の個人情報ファイル簿を公表しています。本日は大部にわたりますので、件名一覧の形で、資料を配付させていただいております。

また本市では、個人情報保護制度の市としての取扱いの後退に繋がらないよう、公表の対象外となる１，０００人に満たない個人情報ファイル簿についても作成し、本審議会に報告しております。今後の審議会でも、個人情報ファイル簿の公表について報告予定でいます。

事務局からは以上となります。

【橋本会長】　はい。ありがとうございました。

ご質問、ありますでしょうか、なければ本件について承ったということで、次に進めていきたいと思います。

続いては、防犯カメラの設置についてのご報告ということでございます。

よく似た案件ということもございまして、全体としてご報告を承った後、課題についてご意見をいただくという形で進めていきたいと思いますがよろしいでしょうか。

報告事項　イ「防犯カメラ等の設置について」は、八王子市情報公開条例第８条第６項アにより非公開

【橋本会長】　次は、その他ということでよろしいんですかね。（３）その他について。

まず、その他のア、特定個人情報保護評価全項目評価の再実施についてでございます。それではこれ、事務局の方からご説明をお願いいたします。

【島田主任】　事務局島田から説明させていただきます。

こちらは本日ご審議いただくものではなく、次回以降の予告という意味合いになります。

マイナンバーを取り扱う事務について、そのセキュリティが万全であるかの評価を行う義務があります。その評価を第三者として点検をする主体が本審議会になります。

以前より分科会を構成していただき、議論いただいた上、その後に審議会で答申をいただくという流れになっております。宮内副会長、〇〇委員、〇〇委員に、分科会のメンバーをお願いしているところでございます。

事務としては、予防接種のデジタル化事業が３年後の令和１０年４月から、本市に限らず全国的に開始予定となっております。従来の予防接種に関する事務の全項目評価の内容に、予防接種のデジタル化に伴う追記を行います。

本事務については現在、国からの情報を待っている状態になります。決定している事項は、事業開始時期、令和１０年４月からという点のみになります。

また先週末、６月２５日ですけれども、厚生労働省及び自治体説明会資料において、特定個人情報保護評価書の雛形が今年の９月ごろに提示される、それが示されました。追加情報が入り次第、分科会日程の調整等、お願いをさせていただきたいと思います。

事務局からは以上となります。

【橋本会長】　はい。ありがとうございました。いかがでしょうか。ちょっとわかりにくいところもありますけれども、よろしいでしょうか。

【宮内副会長】　宮内ですけど、一応ちょっと確認させていただきたいんですけど、これ要するに、この予防接種等に関して、当市が扱ってるデータが、その国の連携のために提供されるようになりますよと。そのための一連の点検等が必要であります。こういうふうな考え方で大丈夫ですか。

それが、実際にそのシステムが動くのが令和１０年４月なので、それまでに点検は終わらせなければいけないという、こういうスケジュール感でよろしいですね。

【島田主任】　はい。

【宮内副会長】　ありがとうございます。

【橋本会長】　引き続きまして、イ、職員の氏名取り扱いについて、でございます。事務局の方からお願いします。

【越智主査】　こちらは事務局の越智から説明させていただきます。

こちらはまだですね、諮問だったり、報告という段階には、調整ができておりませんので、今回資料等はないのですが、我々八王子市役所職員の氏名を公開していくのか、いかないのか、どのような方向でするのかというようなところで、ご意見をいただければという趣旨になります。今日ここで何か結論を出してということではなくて、庁内で議論が少し始まっていますので、審議会の皆様にご意見をいただければという趣旨であります。

公務員の氏名は原則公開ということでこれまでやっておりました。ただ昨今のカスタマーハラスメント等の問題もあって、職員名簿を、今までは紙で当課、公文書管理課の市政資料室というブースで、常時、誰でも見れるように、配架をしていた。これを、今年度から配架を廃止しております。

その関係で、今までは慣行として職員氏名は公表していたような形だったんですが、そこが、どなたでもいつでも見られる状態にはなっていない状況になっています。

その際に、もし情報公開請求など公文書について請求があって、職員の氏名が登場する場合に、これまで通り公開とするのか、或いは非公開とするような、条例だったり仕組みを変えるような必要があるかどうか、少し庁内でも、我々みたいな情報公開を取り扱う部署だけではなくて、福祉の専門部隊として、現場としてやっている職員、だったりとか、意見のずれというかそういったものも出てきています。

また、庁内の弁護士相談においても、昨今の事情で、文字情報として職員氏名も保護すべきというような意見もいただいていたりします。

そこについて、今後、市役所として、みずから考えて仕組みを作っていくものなのですが、ご意見としていただければという趣旨になります。ちょっとまとまりがなくて申し訳ありませんが、趣旨は以上であります。

【橋本会長】　はい。ありがとうございます。何かその趣旨に対するご質問いかがでしょうか。

【〇〇委員】　いや、もうこれは、やっぱり原案つくっていただかない限りは、あんまり意見って言いようがないと私は思うんですよね。

幾ら仮に公開だっていう、どういう形でも、ばんばん出せるとも言えないじゃないです

か。だから、本当に場面によるっていうふうにしか言えないんで、やっぱりそれを整理していただいて、出していただいてから議論しないと難しいのかなと思います。

あともう１点、ちょっと不思議だったのは、情報公開の場合、職員の氏名、出ますか。

【越智主査】　はい。そこも原則と例外とありまして、その事業の最終的な判断、決断をした、管理職という意味合いではなくて、起案者のようなイメージです。この職の生活保護をする評価を決めるとかそういう起案をしても、担当者は伏せて、それ以外の一般の職員、決裁を見ただけのような職員は、原則に基づいて公開をするというような、この仕組みですね。

【〇〇委員】　要するに、イメージとしては責任持って判断するような人の名前は出ないけど、それなりの人は出るみたいな感じですかね。

【越智主査】　その職員 1 人にその決断の責任が及ぶことで、逆にその職員をゆすって、結果が変わるようなことを避けるっていう趣旨です。

また管理職はすべて公開をしています。報道機関にも、管理職の異動なんかは伝えているので、管理職の氏名は、いずれの場合も公開している。という現状です。

【市川課長】　そこら辺、紙の時代、決裁の場合は印鑑を押してたと思うんですけど、情報公開請求が来たときにその印鑑は黒く消してなかったりとか、所管でも結構バラバラな対応もあったので、ここで先ほど越智が言ったようにカスハラの問題とか、いろんなお問い合わせいただく市民の方とか、事業者の方にもいろんな方いらっしゃるので、そこの対応をどうしたらいいのってことで、事業者と市のやりとりを全部名前も担当者の氏名も含めて見せちゃっていいのか、利害関係が大分複雑に絡んでくると。何で市はこういう判断したんだ、その担当は誰だ、みたいな話になるので、ちょっとそこら辺を気にし出してる所管も多いので、ケース・バイ・ケースにはなるとは思うんですが、一定の判断基準をある程度決めておかないと。判断を各所管にお任せしますって流しちゃうと、各所管によって対応がバラバラになると市としてよろしくないかなということで、今、法務相談の担当の弁護士とかにも相談しているところです。

ですので〇〇委員のおっしゃった通り、市がこういうふうにやってくんですけどこんな感じでいいでしょうかみたいなのがおそらくないと、なかなか皆さんからご意見は言い辛いっていうのがあるかもしれないのですが、感想とか、感覚こんな感覚でいますみたいな、お話でも構わなくて、もしありましたらいただければと思います。

【〇〇委員】　これ、全市的な取り組みですか。例えばどっかの課だけとか。

【越智主査】　全市的な取り組みです。

【〇〇委員】　例えば学校、学校なんかもみんな関係してるのですか。管理職名簿・手帳があるんですけども。去年までは、校長名、校長の郵便番号、住所、電話、教頭の電話番号そういう一覧があったんですけど、今年から名前だけになった。手帳だから、その手帳を買っておくと、何か連絡するときに、住所や電話があるので便利だったんだけど、もう名前だけですから。役に立たなくなってしまった。

【〇〇委員】　住所って自宅ですか。

【〇〇委員】　自宅、校長、郵便番号で、住所、電話が掲載されている。

【〇〇委員】　それで副校長も。

【〇〇委員】　ところがそれが個人情報の問題で、今、名前だけの、手帳になってます。

【越智主査】　私も以前、八王子市教育委員会におりましたので、おっしゃる通り、そういったものありました。なので教育委員会関係は、本市だけではなく、東京都教育委員会のルールだったり方針も見ていかないといけない。

職員の安全を確保しすぎると今度は、どういった主体がその措置をしたのかっていうところが、全くわからない状況にもなりますので、ただ一方で、現代だと、職員の実名をＳＮＳにさらされてっていうところも、増えていたりするので、どこまでバランスをとるかというところです。

【市川課長】　市の施策としては地域に出て、地域の皆さんと一緒に地域共創なんて、施策を掲げてる中で、地域に出向いていったときに、自分の名前を伏せてこんにちはっていうのはどうかなっていうのもありますので、そこのバランスも考えながら、というになってるくるかと思います。

【〇〇委員】　大学の先生は常にさらされてるけどね、ＳＮＳとかで。

【宮内副会長】　さすがに、自宅の住所はかなりやり過ぎな気がすします。

会社の代表取締役は原則住所が登記に載りますけど、今、株式会社は、本人が言えば載せなくなりましたよね。そういうのが今の世の中の流れなので、会社の種類によって違うと思いますけど、載せないことができるようになりましたので、そういうのが大体世の中の今のスタンダードという感じだと思うので、多分、市の職員の住所を出すというのは絶対ないと思います。それが公共性であってもですね、そのあたりが自然だと思いますが。

ただ、幹部については、名前を出してもいいのかなと思いますね。それがどっからかわかりませんけど、例えば課長以上とかですね、中央省庁はそんなふうになってますよね。

中央省庁は、ある程度以上の役職の人は全員、名前だけですよ、住所はないですけどね、名前が載ってて、それは逐次更新されています。そのぐらいはやってもいいかなという気がするのですが、それ以上、本当に住所とか危ないですから、出さないようにした方がいいと思います。何かのイベントに来たときでも、名前出すのはしょうがないと思いますけど。そこで、住所とか出す人いないと思うんで、その辺りは上手に、ある線引きでやっていただければなというふうに私は思います。

【○○委員】　名前出さないっていうのはそれこそ市民課とか職員の方、名札とか、ぶら下げていますけど、それもなしで、ということなのですか。

【越智主査】　その点セットで考えていかないといけないと思っています。現状はちょっと。変な折衷案のような、ひらがな表記に最近変わったんです。

【宮内副会長】　コンビニなんかもそうですよね。

【橋本会長】　そうですね。

【越智主査】　団体によってはニックネームを使うってなんていう団体も最近報道では、聞いてはいるのですが、ただそれが本当に良い形なのかはちょっと私自身も疑問には思っております。

【○○委員】　だから以前問い合わせをして、もう１回その人に追加で問合せしたいときに、誰よっていうことになりかねないので。

【越智主査】　その組織として対応しているのでっていうような。

【○○委員】　今度は組織の方も、すべての案件について、全員が熟知しないといけない、それは多分おそらく、データ化するにしても、なかなか難しい面があるんだろうなと。

　あとちょっと、もう１つ、それこそ変な話ですけども、なんかそれこそ、市の方で、処分なりなんなりちょっと非常にまずいことが起こって、国家賠償請求をするというときに、所管課、どこどことかっていうことまでもわからなくなるのはちょっとどうなんでしょうという気はしました。だからその辺のバランスだけど、どういった、どういう場面で、そうかとかその辺もあるのかなとは思っています。

【○○委員】　誰に問い合わせても同じじゃないじゃないですか。だからやっぱりそこら辺は前回と話が違うっていうのもあると思うし、やっぱりそこは担当者が誰ってのは、わかってないとですね、非常に厳しいと思いますよ。

【越智主査】　そうですね。こちらから市民の方にはお名前を聞くのに、こちらは伝えないっていうのは実務上不可能だと思うんですよ。

【〇〇委員】　私もね、今日この委員には人権擁護委員という立場でね、参加してるんですけども、１人出さなきゃいけないってことで、私の名前も広報には住所で書いてあったんです。それ個人情報だろうってことで、それがあるときから元八王子町だけになったんですよ。

それで、人権擁護委員として、相談者がいて、電話相談なんかするときに、相談者によるんですけども、お宅の名前はって聞かれることあるんですよ。〇〇ですと言う場合もあるし、もちろん言わないときもあるし、聞かれないときもあるし、それが非常に微妙なんですね、言わなきゃいけないのかね。逆に、全部そういうふうに言われたら言わなきゃいけないのか、その辺はどうなのかなっていう、わかんないんですね。

【橋本会長】　これまで出ていたものが出てこなくなったら、市のその情報に対する姿勢が問われることになりますよね。なんかその辺はちょっと注意ですね。可能性、国賠の話をする監査請求とか、いやこの人は名前出せないんです。というのがどこまで理解されるのかなあとかって思う。ちょっと難しい。管理職がどうかっていう線引きは大事なのかもしれない。

あと窓口でやっぱり名札をぶら下げてておられるときにやっぱ、それはもうちょっと何かあるのですか。さすがに氏名全部そこに表示する必要は全くないだろうと、場合によっては似顔絵でもいいかもしれない、できないとこありますけれども、そのことは違うかもしれないですね、カスハラにさらにさらされるというような場面と、情報公開を求めた文書に出てくるのとは、ちょっと違うかもしれないですけど。

ちょっと八王子はそこら辺のところは、非常に出たんだなと思われないような、調和点を目指して、いいのかなと思いますのでこれは以上でお終いという話ではありませんので、またぜひ、はい。〇〇委員おっしゃったように一定のたたき台というか、指針みたいなものがあれば、もうちょっとこう議論できるかもしれませんのでよろしくお願いします。

【越智主査】　ありがとうございます。

【市川課長】　ありがとうございます。

【橋本会長】　はい。それではこの件については継続ということでよろしくお願いいたします。

次のウになりますけれども、今後の審議会のあり方について、ちょっと抽象的でありますけど趣旨の説明をお願いします。

【越智主査】　はい。こちらも事務局越智からお伝えいたします。

こちらは法改正後の、こちらの審議会の構成や人員のことについてになります。

こちらも先ほどのものと同様に、まだこういった案があるとか、そういった具体的なものではないのですが、審議事項が法改正で、絞られてしまったことに関連して、今後、審議会の推薦だったり、人員の人数、についても、一定程度減少の可能性は捨てきれないかなというところで、事務局からお伝えをしています。

ただ具体的にじゃあ何人が適正なのかとか、そういったところは、全く答えは出ておりませんので、こちらも市が主体となって考えていかなければいけないものだと思っています。

審議会の存続については、引き続き本市としては、継続の方向で、現状では考えております。現実的に、ＰＩＡ特定個人情報保護評価の主体としては、法令上も必須ですし、その他の件についても、個人情報だけではなく、情報公開の面では、何も仕組みが変わっておりませんし、条例上、必置とはしておりますので、情報公開・個人情報の政策についての、ご意見をいただく場としては、今後もお願いをしたいと考えております。

なので、こちらも今日、何か諮問する、報告をするという段ではないんですが、事務局の今の考えということで、お伝えをさせていただきました。

事務局から以上です。

【橋本会長】　これも将来の課題ということで、それから次のエの防犯カメラ報告の取り扱いについても、ちょっと今のところに関係ありますけれども、これについても、ご提案というのでしょうか趣旨を、ご説明いただけますでしょうか。

【越智主査】　はい。こちらも、前回もお伝えをしておりますが防犯カメラの報告を今後どのようにしていくかというところで、前回審議会で議論、前回のときには、６月に、要綱の改正案とか、そういったものをお示ししますとお伝えしたのですが、現状その段に至っておりませんという、途中経過の報告になります。

また報告を全廃するかどうかというところでは、先ほどの不法投棄のカメラのようなものもあったりするので、全くゼロというのはちょっと今の段階では、危険かなというところも考えております。

そういった方向性で、今後もうちょっと、毎回ご相談にはなってしまうかもしれませんが、本市の考えとしてお伝えさせていただきます。

事務局からは以上です。

【橋本会長】　ありがとうございました。

これも今後の課題ということでありますけれどもこれまで膨大な防犯カメラのご審議をお願いしたわけでありますが、現状それがどうなっているのか。どれぐらいなのかなっていうことをちょっと振り返りながら、今後どうするかを考えていくべきかもしれませんけど、またこれ事務局にご負担をおかけしますけども、これまでの実績みたいなものを整理していただき、それで今後どうしたらいいのかなっていうこともお諮りいただければと思います。

これも今後の課題ということで、今後こういう課題があるというふうなこと、今、予告をしているということで、承っておきます。

最後になりますけれどもオ、今後の日程についてということでございますが、これにつきましてはですね、半年に１度、半年置きに、これまで開催をして参りました。

それで６月の次は１２月に開催をするというような、これが通例ということになっております。現在のところでありますけれども、あまり時期が押し迫ったらよくないということでございまして、大体この辺でどうかというようなことについて、お示ししたいと思います。

まずは１２月の８日月曜日の午前中、それから１２月１０日水曜日、午前・午後、１２日金曜日の午前中というふうなところが一応今、候補として挙がっておりますが、今ここで決めておいた方がよろしいですか。

半年先のことですので、はい。どうかなと思いますけれども。どうでしょう。決め方としてはどういうふうに。

【越智主査】　また改めてこちらから照会をしてということで、もしよろしければ。

【橋本会長】　わかりました。

大体その３日ぐらいが現実的なのかなというふうなことでございますので、少しメモをしていただいて、調整をお願いするということで、１２月８日は午前中、１０日は午前・午後、１２日は午前中ということで、事務局から改めて日程の照会をお願いすることにしたいと思います。

以上、本日用意して参りました議題でございますが、あと何かございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは第１４５回八王子市情報公開・個人情報保護運営審議会を終了します。本日はどうもありがとうございました。